

第一次大熊町復興計画（素案）

あなた自身と、町の再建・復興を目指して

平成24年3月

福島県大熊町

大熊町の皆さまへ

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の発生により、避難生活を余儀なくされてから1年が経過した現在、町民の皆さまにおかれましては、先行きの不透明さに不安を覚えられるとともに、長引く不自由な避難生活で多大なるご苦勞をされていることと思えます。

昨年10月に、復興に向けた理念をまとめた「大熊町復興構想」を策定いたしました。復興に向けた取組をより具体化し推進していくため、復興計画検討委員会を立ち上げ、町民の代表の皆さまと若手役場職員により議論を重ねてまいりました。

この委員会の議論の中で、「町民あつての町である」ということを改めて確認するとともに、町民の代表者の皆さまのご意見を通じて、さまざまな環境に置かれた町民の一人ひとりが、生活や健康、教育や雇用、除染や賠償、町からの情報発信など、多岐に渡る課題に対して、大きな不安を抱いておられることを再認識させられました。

今回、復興計画検討委員会における議論を踏まえて策定した「第一次大熊町復興計画(素案)」は、復興に向けた各種課題を、町民の皆さまの世帯類型ごとに、将来の居住地選択の方向性に合わせてパターン分けして集約することにより、現状における大熊町の今後の取組の方向性を、可能な限りわかりやすく、網羅的にお示しし、町民の皆さまが、少しでも先の希望が見えるようにという思いを込め、策定したものです。

しかしながら、現状においては、避難指示区域の見直しや損害賠償の取り扱い及び町民の安全・安心を確保する除染への取組みなどに係る国の対応が後手後手に回り、今だにその施策が明確化されておられません。このため、今後における大熊町を取り巻く情勢は刻一刻と変化していくことが予想されることから、この「第一次大熊町復興計画(素案)」は、概ね5年後、大熊町がどうあるべきか、また町民の皆さまにどのような支援ができるかを記したものです。

なお、今後、国による避難指示区域の見直しや損害賠償の取り扱い及び除染への取組みなどが明確化された段階において「第一次大熊町復興計画(素案)」を踏まえた町民アンケートを実施し、その結果に基づき当該計画(素案)の見直しを行い、状況に即した内容にしていきたいと考えております。

将来に向け、町民の皆さまがどのような方向を選択された場合でも、安心して生活していけるようにするためには、国、県などとの調整はもとより、町民の皆さまと町役場との意思疎通を踏まえた取組が、最も重要であると考えておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

大熊町長 渡辺 利綱

目 次

1. はじめに	1
2. 町の復興	4
3. あなた自身の生活再建	8
(1) 子どもがいる世帯への支援方針	9
(2) 高齢者がいる世帯への支援方針	12
(3) 特別にサポートが必要な世帯への支援方針	15
(4) 一般世帯への支援方針	18
4. 事業の再開に向けた支援及び新事業の創出	21
5. 国（政府）、東京電力（株）に対する要望実績	23
【参考資料】	
① 大熊町復興計画策定の経緯	30
② 大熊町復興計画検討委員名簿	31
③ ふるさと大熊写真館	32



大野駅周辺の大熊町の風景

1. はじめに

昨年10月に策定した復興構想を具体化するため、今年に入り、復興計画検討委員会を立ち上げ、町民の代表の皆さまと若手役場職員により議論を重ねてきました。

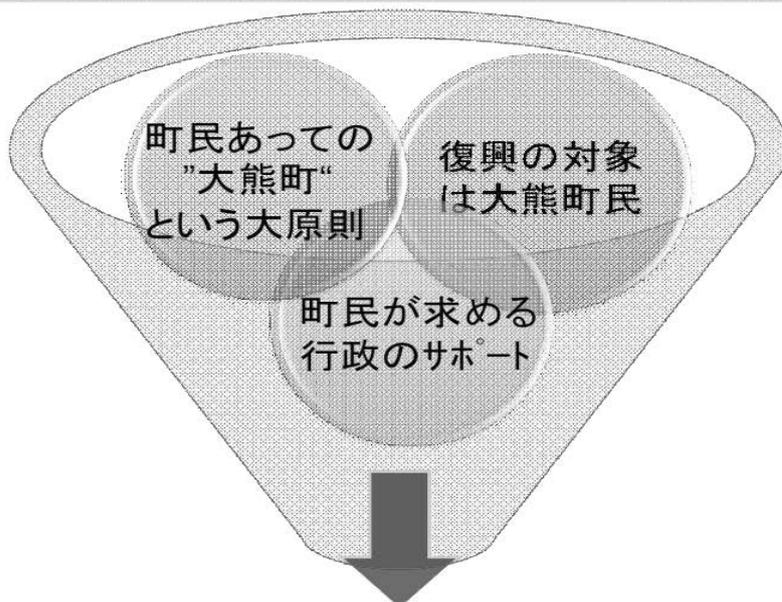
この委員会の中で議論し確認された事項に、「町民あつての町である」ことの大切さがあります。町民意向から離れた形で町の方向性が語られ、進められがちになることに対する忠告でした。

策定にあたって、町の復興をあらためて考えたとき、復興の対象と主体はあくまで町民であり、一人ひとりの生活や事業を再建・復興するものでなければなりません。それに対して行政の役割は、町民の皆さまのニーズをきめ細かく把握し、それに対して力強くサポートすることだと思えます。

そこで、本計画（素案）では下記のことをねらいとしました。

- ねらい1 「町民あつての町である」ことの大切さ
- ねらい2 復興の対象と主体は、あくまで「町民」
- ねらい3 行政の役割は、町民の皆さまのニーズをきめ細かく把握し、それに対して力強くサポートすること

大熊町復興計画の3大要素

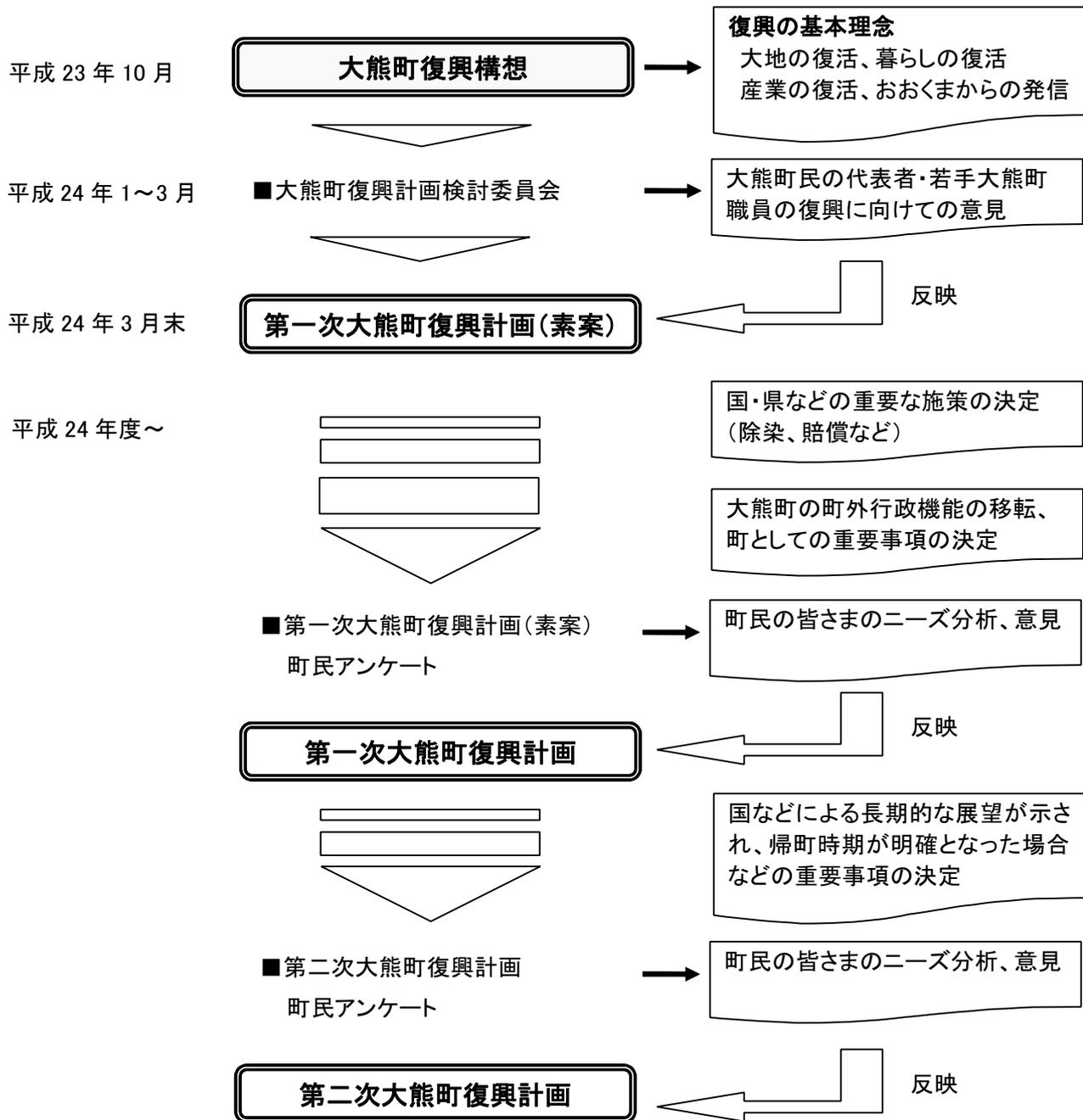


大熊町の再生へ

この復興計画は、4つの世帯類型ごとに、町として取り組んでいくべき項目を網羅的にまとめられていますが、あくまで第一次案としての性格を持って策定したものです。

今後、町民の皆さまからいただくご意見、復興に関わる国の方針の決定などを見極めながら、しかるべき時期に復興計画の内容の見直しを行い、町民の皆さまのニーズ及び大熊町を取り巻く状況に即した内容としていきます。

これからの「大熊町復興計画」の進め方イメージ

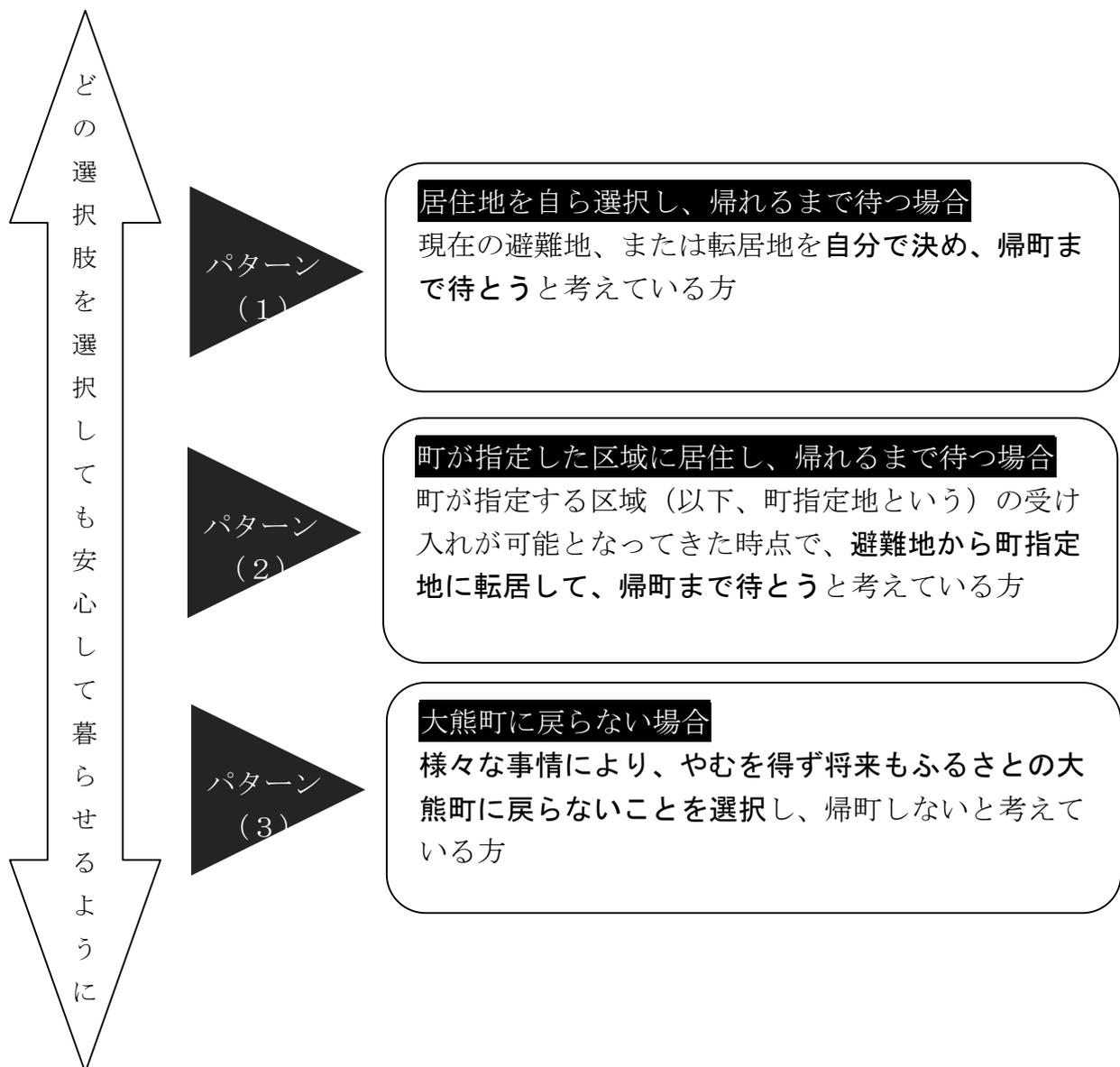


情勢の変化に応じて、復興計画を見直します。

また、これまでのアンケートや委員会での議論をみると、町民の皆さまの状況は様々であることがわかりました。これらをひとつの方向性にまとめるというより、町民の方がどの選択肢を選択しても、安心して暮らせるように、国、県などと調整しながら、施策の策定を進めていくことが重要であると考えています。

そのため、この復興計画（素案）では、町民の意向（選択肢としての方向性）を3つの場合（パターン）に分け、世帯類型ごとに対応方針を示しました。

- パターン（1）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合
- パターン（2）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合
- パターン（3）大熊町に戻らない場合



2. 町の復興

昨年10月に策定した復興構想においては、「おおくまはひとつ、みんなで戻って復興を！！」をキャッチフレーズにふるさとへの帰町を目指してきました。

1年が過ぎた現在、町を取り巻く諸条件も大きく変化しつつあります。

そこで、下記の4方針を「町の基本的考え方」として掲げました。

方針1

除染をし、将来、自然の大地を取り戻す

大熊町には、福島第一原子力発電所の1～4号機までの原子炉があり、廃炉事業に伴う作業員の安全を十分に確保し、世界へ廃炉技術の発信をしていくには、全町除染が必須条件となる。(目標10年後)

方針2

大川原地内に除染、治安維持の拠点を設ける

町内の放射線量が年間積算線量で20～50ミリシーベルトの区域を除染し、第1次拠点を設ける。除染、廃炉に向けた作業の効率化、大熊町内の治安維持を主眼とする。また、一時帰宅の拠点とする。(目標2年後)

方針3

いわき市周辺に拠点(町指定地)を設ける

大熊町への帰町を目指すには、出来るだけ町に近く、気候的にも同様な場所が望ましい。町指定地に役場機能と教育施設を設置するが、教育施設は双葉郡内町村との連携も検討する。必要な施設は順次整備し、住宅環境が整いしだいで移転できる方から移転を始める。

また、会津若松市周辺の住宅環境については、さらなる充実を図る。

(目標5年後)

方針4

会津若松市の現拠点の維持強化を図る

いわき市周辺への移行まで、役場機能と教育施設は、会津若松市に継続させて機能強化を図る。

同時に、会津若松市ほか各避難先での民間、公営住宅の借上げ措置などを充実させ、生活環境の向上に努める。

"ニュー大熊町"までの道のり

- 除染により、町民が安心して暮らせる環境を取り戻すまで、新たな拠点の調整を関係機関と行いながら段階的に「ニュー大熊町」スタートの準備を進める。
- この間、避難先である会津若松市、新たな拠点候補地である「いわき市周辺」において行政サービス、教育環境等、低下させることなく対応する。

現在(平成24年～27年頃まで)

避難先(会津若松市)の機能強化

- ・役場機能の充実・強化
- ・幼稚園から中学校までの一貫した教育機関の充実
- ・子育て支援の充実
- ・住宅環境の向上

大熊町内の除染・治安維持の拠点(大川原地内)準備開始

3年後(平成26年～28年頃まで)

いわき市周辺での拠点づくり

(役場機能・教育機関の移転準備開始)

- ・いわき市周辺への住宅環境の整備
- ・いわき市周辺への教育機関の移転準備
- ・移転可能な方から「拠点」への移転開始

5年後(平成28年～32年頃まで)

いわき市周辺に拠点設置

(役場機能・教育機関の移転完了)

- ・新たな拠点で役場業務を開始
- ・新たな拠点での教育機関再開
(双葉郡内での学校など統合も視野)

会津若松市周辺の住宅環境の充実

10年後からその先に向かって

大熊町を取り戻し“ニュー大熊町”の誕生へ
～復興に向けた基本理念～

1. 大地の復活
2. 暮らしの復興
3. 産業の復興
4. おおくまからの発信

継続的な除染により、自然の大地を取り戻す

この方針は、簡単にふるさとを捨てるわけにはいかないとの思いから、下記のような目標のもとで推進していきます。

① 町内拠点は大川原地内として、先行して役場機能の一部を移します

町内拠点は、国による除染で年間積算線量20ミリシーベルト以下とした上で、大川原地内とする。

町内拠点には役場機能の一部を移し、除染及び町内のインフラの復旧を行う。

十分な除染が行われた後、長期的居住が可能な復興公営住宅の建設を行い、帰町希望者の入居を開始する。

② 年間積算線量は、段階的に1ミリシーベルト以下を目指します

放射線の線量基準は、国の定めた基準とするが、当面は年間積算線量20ミリシーベルト以下を目標とする。

段階的に年間積算線量5～10ミリシーベルト、1～5ミリシーベルトを目指し、最終的には、学校再開基準である年間積算線量1ミリシーベルト以下を目指す。

③ 生活関連インフラは震災による被害調査を行い、除染と平行して復旧に努めます

生活関連インフラは、町内拠点となる大川原地内を優先に復旧する。

上水道については、双葉地方水道企業団（楢葉町）から供給を受ける。そのため、震災による被害状況の早期確認を行い、復旧作業を速やかに行う。

下水道については、震災による被害状況の確認を早急に行い、既存処理場での処理か新たに合併浄化槽を設けて処理するかを判断することとする。

また、一般ごみの処分方法については、現在稼働している双葉地方広域市町村圏組合の南部衛生センター（楢葉町）で処理し、し尿処理については、双葉地方広域市町村圏組合の処分場（富岡町）が稼働するまで近隣市町村へ処理を依頼する。

④ 交通インフラは震災による被害調査を行い、除染と平行して復旧に努めます

主要町道については、復興のためかせないインフラであるので、震災による被害調査を早急に行い、優先順位を付けて復旧を図る。

また、町の南北を通る主要道路である国道6号は、高線量地区を縦断するため、当面の南北主要道路は県道いわき浪江線と常磐自動車道となる。そのため被害調査及び復旧を早急に図る。さらに、西への主要道路となっている国道288号についても早期の被害調査と復旧を図る。

鉄道については、JR大野駅が高線量地区にあるため、鉄道インフラの復旧には時間を要すると考えられる。路線変更も含めた新たな常磐線の設置を検討し、関係機関へ要望していく。

(長期目標)

⑤ 安心・安全な町立幼稚園、小中学校を設置します

町の復興のためには、子どもが住める環境が必要となる。学校再開の放射線基準が年間積算線量1ミリシーベルト以下となっていることから、徹底した除染を行い、基準を満たし、町立の幼稚園、小中学校の設置を行う。

⑥ 雇用の確保を重要な課題として取り組んでいきます

帰町のための重要な課題は雇用である。当面は発電所の復旧、廃炉事業、除染事業などに雇用を見いだしながら、町内インフラ復旧のため町内企業を優先的に活用し雇用の確保を図る。

また、特区制度を活用し新規起業のサポートや企業誘致を行うことにより、雇用の拡大に努める。さらに、道路施設の復旧とさらなる主要道路の充実により、通勤圏を拡大し、広く雇用の場を確保していく。

震災前の基幹産業である農業については、安全・安心を基本に、植物工場などの最先端技術の導入を図り、新たな営農組織の立ち上げにより雇用確保の推進を図る。

⑦ 医療機関と福祉施設を設置します

町内拠点を設けるにあたって、医療と福祉は欠かせないものである。当面は人口規模に応じた一次医療機関を設置する。二次医療機関、三次医療機関は他市町村に設置されている病院に依存しなくてはならないが、高速道路の整備やドクターヘリなど移動手段を充実させ、救急の対応を行っていく。

また、段階的に福祉施設の設置を進めていくが、当面高齢化に対応するための、高齢者施設を医療機関と併設するかたちで設置していく。

⑧ 商業施設を設置し、復興の進展を図ります

商業施設については、当面は協同店舗施設の設置により、希望事業者へ賃貸することとする。

営業種類の不足が生じ、生活に不便をきたす場合には、町で企業体などを組織して充実した商業施設となるよう改善を図っていく。



会津若松市内での大熊町の小学校運動会

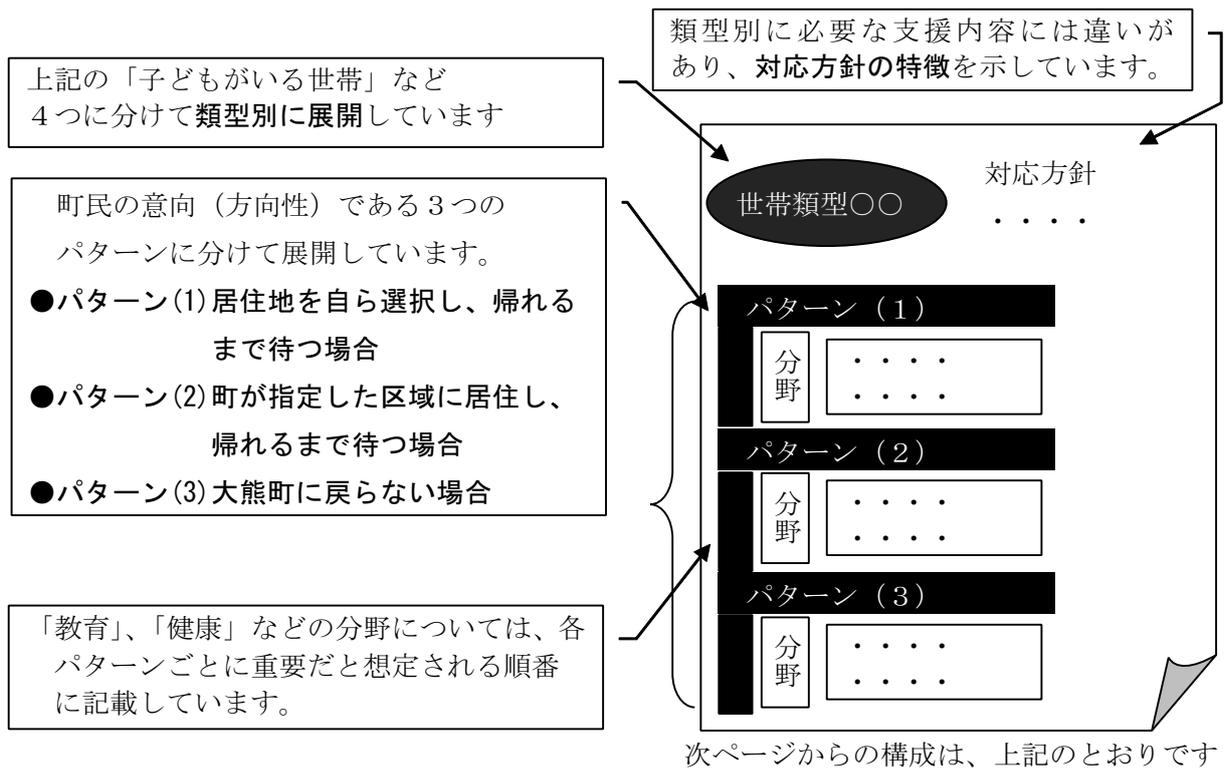
3. あなた自身の生活再建

復興計画検討委員会においては、細かな世帯類型（独居高齢者、小中学生、高校生など）に分けて検討してきましたが、共通の支援内容が多く、あまり分類を細かくしすぎるのも、かえってわかりづらいとのことで、下記の4つの類型として再建の支援方針を整理しました。

あなたのご家族は、どの世帯類型に当てはまりますか？
該当するページに、支援内容を記載しています。



<p>● 類型1 【子どもがいる世帯】 乳幼児から大学生までの子どもがいる世帯です。</p>	9 ページ
<p>● 類型2 【高齢者がいる世帯】 高齢者（65歳以上）がいる世帯です。</p>	12 ページ
<p>● 類型3 【特別にサポートが必要な世帯】 病気、障がいをお持ちの方など特別にサポートが必要な世帯です。</p>	15 ページ
<p>● 類型4 【一般世帯】 社会人のみで構成されている世帯です。</p>	18 ページ



子どもが
いる世帯

【対応方針】子どもを抱える世帯の方は一般世帯と比較し、より多くの健康への不安やストレスを感じており、その支援が重要です。また、教育関係等の悩み事を抱える傾向もあるため、そのサポートが必要となります。そのため安心して学習活動や日常生活が送れるように、多様な支援を実施していきます。

パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

【子どもがいる世帯】パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

教育	<p>☆ 選択した居住地での就学支援や、友達との交流の維持継続、児童生徒が避難先の学校に溶け込めるような具体的な働きかけなどが課題であり、多様な相談事項への対応や避難先での不安の解消に、より一層努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による学校教育相談窓口の紹介 ・全国に避難している子どもたちによる交流会の開催 など <p>☆ 経済的理由や就学情報不足により、避難先で安心して学校生活を送れないなどの課題があり、より一層の教育環境のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学資金制度のさらなる充実を検討 など
健康	<p>☆ 子育て世帯にとって放射線による健康不安は極めて大きく、選択した居住地においても放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 ・健康管理手帳の検討 ・子どもの健康管理のための線量計配布 など <p>☆ 選択した居住地において各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、避難先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による各種健（検）診の実施と健康相談窓口の紹介 ・避難先自治体との連携による各種子育て支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など
雇用	<p>☆ 子育てを安心してできる生活設計が課題であり、避難先の関係機関と連携して雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先ハローワークとの連携 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから、いじめや登校拒否など不安が広がっている中で、差別のない生活を送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など
生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して子育てや教育ができる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅の継続支援の要望 ・避難先自治体との連携による安心して子育てなどができる居住環境への支援 など <p>☆ 子育てや教育を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、避難先のサポート機関との連携や行事の開催などを通じて絆の維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先での自治会立ち上げ及び活動の支援 ・子育てに対する避難先支援組織の紹介 ・大熊の子どもが集えるイベントの開催と参加の呼びかけ ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ など
情報	<p>☆ 全国各地に避難を余儀なくされているため町からの情報が届きにくいという状況を踏まえ、欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民と町との懇談会の実施 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・広報紙、ホームページにおける子育て、教育などに関する情報の充実 ・電子媒体などを利用した情報提供の体制整備を検討 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 など
補償・賠償	<p>☆ 子育てや教育関係で思いもつかない費用や支援が必要となっており、特性に応じた補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
医療福祉	<p>☆ 選択した居住地での医療福祉サービスの低下に不安を感じることはないよう避難先自治体と連携を図り、充実したサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による相談窓口の紹介 ・避難先で保育所へ入所できるための支援 など

パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

【子どもがいる世帯】パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

教育	<p>☆ 長期化する避難生活の中で、学力向上、友達との交流の維持継続、心のケアなどが課題であり、教育施設などを整備することにより、充実した教育サービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小中学校の充実した教育環境の整備と学校教育に関する相談窓口の設置 ・高校入学における学区制の緩和を求める要望 ・放射線に関する正しい知識の習得 ・全国に避難している子どもたちとの交流会の開催 ・奨学資金制度のさらなる充実の検討 ・大熊町の歴史や文化を学ぶ教育への取り組み など
健康	<p>☆ 子育て世帯にとって放射線による健康不安は極めて大きく、町指定地においても放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・放射線に関する健康相談窓口の開設 ・健康管理手帳の検討 ・子どもの健康管理のための線量計配布 など <p>☆ 各種健（検）診の受診体制を整備し、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健（検）診の実施と健康相談窓口の開設 ・医療機関や各種子育て支援団体とのネットワークの活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など
雇用	<p>☆ 子育てを安心してできる生活設計が課題であり、関係機関と連携して雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職相談会の開催やハローワークへの紹介 ・仮設店舗や仮設工場の紹介や斡旋 ・民間企業への雇用確保の働きかけ ・関係機関と協議しながら農業を利用した雇用創出の検討 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから、いじめや登校拒否など不安が広がっている中で、差別のない生活が送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 ・支援組織とのネットワーク化による差別や風評被害の防止 など
生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して子育てや教育ができる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや教育に配慮した復興公営住宅などの建設整備 ・転居するまでの借上げ住宅の継続支援の要望 など <p>☆ 子育てや教育を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、町指定地において、コミュニティを形成し絆の維持発展に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の立ち上げと活動支援 ・町指定地周辺との交流 ・大熊の子どもが集えるイベントの開催と参加の呼びかけ ・町民イベント、農業コミュニティ、文化活動などの育成・支援による“絆”強化 など
情報	<p>☆ 欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てを抱える町民が気軽に集える情報ステーションの設置 ・広報紙、町ホームページにおける子育て、教育などに関する情報の充実 ・電子媒体などを利用した情報提供の体制整備を検討 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 など
補償・賠償	<p>☆ 子育てや教育関係で思いもつかない費用や支援が必要となっており、特性に応じた補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士会による賠償相談会の開催や弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
行政	<p>☆ 町指定地に役場機能を開設し、充実した行政サービスの提供に努めます。</p>
医療福祉	<p>☆ 震災前と同様の医療福祉サービスを受けることができるかなどの不安を感じている中で、保育施設や医療福祉施設を設置することにより充実したサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童医療福祉サービスの提供に関する相談窓口の開設 ・子育てサポートを提供できる施設の整備 など

パターン（３）大熊町に戻らない場合

【子どもがいる世帯】パターン（３）大熊町に戻らない場合

補償・賠償	<p>☆ 子育てや教育関係で思いもつかない費用や支援が必要となっており、特性に応じた補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
情報	<p>☆ 町から離れることを選択することで、子育てや子どもの教育に関する情報が不足がちになることから、多様な関連情報を希望者に配信し、絆の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや子どもの教育などに関する情報の充実した広報紙を希望者に配布 ・町ホームページにおける子育てや子どもの教育などに関する情報の充実 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 など
教育	<p>☆ 町から離れることを選択することで、新しい土地での就学支援や、友達との交流の維持継続、児童生徒が転居先の学校に溶け込めるような具体的な働きかけなどが課題であり、多様な相談事項への対応や避難先での不安の解消に、より一層努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体との連携による学校教育相談窓口の紹介 ・全国に転居・避難している子どもたちによる交流会の開催 など
健康	<p>☆ 子育て世帯にとって放射線による健康不安は極めて大きく、転居した居住地においても放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 など <p>☆ 転居した居住地において各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、転居先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体への協力要請による健康相談窓口の紹介 ・転居先自治体への協力要請による各種子育て支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など
雇用	<p>☆ 子育てを安心してできる生活設計が課題であり、転居先の関係機関への協力要請を通じて雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先ハローワークとの連携 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから、いじめや登校拒否など不安が広がっている中で、差別のない生活が送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など
生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して子育てや教育ができる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅の継続支援の要望 ・転居先自治体への協力要請による安心して子育てなどができる居住環境への支援 など <p>☆ 子育てや教育を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、転居先のサポート機関と連携し、子育て環境などの改善に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大熊の子どもが集えるイベントの開催と参加の呼びかけ ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ ・転居先での子育てに対する支援組織の紹介 など
医療福祉	<p>☆ 転居先での医療福祉サービスを受けることができるかなどの不安を感じている中で、転居先自治体への協力要請により変わりのないサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体との連携による相談窓口の紹介 など

高齢者が いる世帯

【対応方針】 高齢者がいる世帯は、避難先での住環境の変化や地域コミュニティの変化などにより、心身の健康に大きな不安を抱えています。そのため安心して日常生活が送れるように、定期的な訪問やコミュニティの形成・維持などの多様な支援を実施していきます。

パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

【高齢者がいる世帯】パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

医療福祉	<p>☆ 選択した居住地での医療福祉サービスを受けることができるかなどの不安を感じている中で、避難先自治体と連携を図り、充実したサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による相談窓口の紹介 ・避難先で高齢者福祉施設への入所、サービスの享受に関する支援 など
情報	<p>☆ 全国各地に避難を余儀なくされているため、町からの情報が届きにくいという状況があり、欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民と町との懇談会の実施 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・広報紙、ホームページにおける高齢者などに関する情報の充実 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 ・操作が簡単でわかりやすい電子媒体などを利用した情報提供の体制整備を検討 など
生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して高齢者が暮らせる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅などの継続支援の要望 ・避難先自治体との連携による安心して高齢者が暮らせる居住環境への支援 など <p>☆ 高齢者を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、避難先のサポート機関との連携や行事の開催などを通じて絆の維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先での自治会立ち上げ及び活動支援 ・高齢者に対する避難先支援組織の紹介 ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ ・高齢者の生きがいつくりの活動支援 など
健康	<p>☆ 各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、避難先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による各種健（検）診の実施と健康相談窓口の紹介 ・避難先自治体との連携による各種高齢者支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など <p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・健康管理手帳の検討 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 など
補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活を送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害防止 など
雇用	<p>☆ 高齢者を抱える家族の就業改善や雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先ハローワークとの連携 など

パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

【高齢者がいる世帯】パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

医療福祉	<p>☆ 震災前と同様の高齢者医療福祉サービスを受けられるかどうかなどの不安を感じている中で、高齢者医療福祉施設を設置することにより充実したサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉サービスの提供に関する相談窓口の開設 ・高齢者サポートを提供できる施設の整備 など
情報	<p>☆ 欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が気軽に集える情報ステーションの設置 ・広報紙、町ホームページにおける高齢者などに関する情報の充実 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・操作が簡単でわかりやすい電子媒体などを利用した情報提供の体制整備を検討 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 など
行政	<p>☆ 町指定地に役場機能を開設し、充実した行政サービスの提供に努めます。</p>
生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して高齢者が暮らせる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に配慮した復興公営住宅などの建設整備 ・町指定地に転居するまでの借上げ住宅の継続支援の要望 など <p>☆ 高齢者を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、町指定地においてコミュニティを形成し、絆の維持発展に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の立ち上げと活動支援 ・町指定地周辺との交流 ・町民イベント、農業コミュニティ、文化活動などの育成・支援による“絆”強化 ・高齢者の生きがいをづくりの活動支援 など
健康	<p>☆ 各種健（検）診の受診体制を整備し、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健（検）診の実施と健康相談窓口の開設 ・町指定地周辺の各種高齢者支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など <p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・健康管理手帳の検討 ・放射線に関する健康相談窓口の開設 など
補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士会による相談会の開催と弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活を送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・支援組織とのネットワーク化による差別や風評被害の防止 ・ホームページなどを通じた風評被害防止 など
雇用	<p>☆ 高齢者を抱える家族の就業改善や雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職相談会の開催やハローワークへの紹介 ・仮設店舗や仮設工場の紹介や斡旋 ・民間企業への雇用確保の働きかけ ・関係機関と協議しながら農業を利用した雇用創出の検討 など

パターン（3）大熊町に戻らない場合

【高齢者がいる世帯】パターン（3）大熊町に戻らない場合

補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
情報	<p>☆ 町から離れることを選択することで、高齢者生活に関する情報が不足がちになることから、多様な関連情報を希望者に配信し、絆の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者生活などに関する情報の充実した広報紙を希望者に配布 ・町ホームページにおける高齢者生活などに関する情報の充実 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 など
医療福祉	<p>☆ 転居先での医療福祉サービスを受けることができるかなどの不安を感じている中で、転居先自治体への協力要請により変わりのないサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体との連携による相談窓口の紹介 など
生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して高齢者が暮らせる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅の継続支援の要望 ・転居先自治体への協力要請による安心して高齢者が暮らせる居住環境への支援 など <p>☆ 高齢者を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、転居先のサポート機関と連携し、高齢者の生活環境などの改善に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ ・転居先の高齢者に対する支援組織の紹介 など
健康	<p>☆ 転居先において各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、転居先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体への協力要請による健康相談窓口の紹介 ・転居先自治体への協力要請による各種高齢者支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など <p>☆ 転居先においても放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活が送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害防止 など
雇用	<p>☆ 高齢者を抱える家族の就業改善や雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先ハローワークとの連携 など



会津若松市で行われた” おおくまふるさとまつり”

特別にサポートが
必要な世帯

【対応方針】周りにサポート環境があり日常生活が送れていた方々には、きめ細かで、しかも専門的なノウハウや技能を持った人によるサポートが受けられるように支援します。

パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

【特別にサポートが必要な世帯】パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

医療福祉	<p>☆ 特別にサポートが必要な方が、避難先においてもきめ細かなサービスが得られるよう支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による相談窓口の紹介 ・避難先自治体との連携による訪問巡回サービスの提供 など
生活	<p>☆ 避難生活はこれまで受けてきた居住環境を一変させ、不自由な生活を余儀なくされており、様々な問題を取り除いた安心して居住できる環境の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅などの継続支援の要望 ・避難先自治体との連携による安心できる居住環境への支援 など <p>☆ 慣れ親しんだ地域社会が失われ、不安な避難生活を送られている現状の中で、避難先のサポート機関と連携し、支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先での自治会の立ち上げ及び活動支援 ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ ・特別なサポートを必要とする避難者に対する避難先支援組織の紹介 など
教育	<p>☆ 選択した居住地での就学支援や、友達との交流の維持継続、児童生徒が避難先の学校に溶け込めるような具体的な働きかけなどが課題であり、多様な相談事項への対応や避難先での不安解消に、より一層努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による児童の教育相談窓口の紹介 ・避難先における児童関連の専門家との連携 ・全国に避難している子どもたちとの交流会の開催 など
雇用	<p>☆ 特別にサポートが必要な方の雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先ハローワークとの連携 ・避難先の職業センター、就業・生活支援センターなどとの連携 など
情報	<p>☆ 全国各地に避難を余儀なくされているため、町からの情報が届きにくいという状況があり、欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民と町との懇談会の実施 ・広報紙、ホームページにおける情報の充実 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・操作が簡単で分かりやすい電子媒体などを利用した情報提供の体制整備の検討 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 など
健康	<p>☆ 各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、避難先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による各種健（検）診の実施と健康相談窓口の紹介 ・避難先自治体との連携による各種支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など <p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・健康管理手帳の検討 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 など
補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活が送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など

パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

【特別にサポートが必要な世帯】パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

医療福祉	<p>☆ 特別にサポートが必要な方に対し、きめ細かなサービスの提供・支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの提供に関する相談窓口の開設 ・特別なサポートを提供できる組織の設置 ・訪問巡回サービスの提供 など
生活	<p>☆ 避難生活はこれまで受けてきた居住環境を一変させ、不自由で過酷な生活を余儀なくされており、様々な問題を取り除き安心して居住できる環境の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別なサポートを必要とする方に配慮した復興公営住宅などの建設整備 ・町指定地に転居するまでの借上げ住宅などの継続支援の要望 など <p>☆ 慣れ親しんだ地域社会が失われ、不安な避難生活を送られている現状の中で、開設するサポート機関と連携し、コミュニティの育成支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の立ち上げと活動支援 ・町指定地周辺との交流 ・町民イベント、農業コミュニティ、文化活動などの育成・支援による“絆”強化 ・特別なサポートを必要とする方に対する支援組織の育成・支援 など
行政	<p>☆ 役場機能を開設し、充実した行政サービスの提供に努めます。</p>
教育	<p>☆ 長期化する避難生活の中で、学力向上、友達との交流の維持継続、心のケアなどが課題であり、特別なサポートを必要とする方に配慮した教育施設を整備することにより、充実した教育サービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別なサポートを必要とする方に配慮した教育施設の整備 ・児童相談窓口の開設と児童関連の専門家との連携 ・放射線に関する正しい知識の習得 ・全国に避難している子どもたちとの交流会の開催 ・奨学資金制度のさらなる充実の検討 ・大熊町の歴史や文化を学ぶ教育への取り組み など
雇用	<p>☆ 特別にサポートが必要な方の雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労相談会の開催やハローワークとの連携 ・職業センター、就業・生活支援センターなどとの連携 ・仮設店舗や仮設工場の紹介や斡旋 ・民間企業への雇用確保の働きかけ ・関係機関と協議しながら農業を利用した雇用創出の検討 など
情報	<p>☆ 欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民が気軽に集える情報ステーションの設置 ・広報紙、ホームページにおける情報の充実 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 ・操作が簡単で分かりやすい電子媒体などを利用した情報提供の体制整備の検討 など
健康	<p>☆ 各種健（検）診の受診体制を整備し、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町指定地において各種健（検）診の実施と健康相談窓口を開設 ・町指定地周辺の医療機関や各種支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など <p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・健康管理手帳の検討 ・放射線に関する健康相談窓口の開設 など
補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士会による賠償相談会の開催や弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活が送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・支援組織とのネットワーク化による差別や風評被害の防止 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など

パターン（3）大熊町に戻らない場合

【特別にサポートが必要な世帯】パターン（3）大熊町に戻らない場合

補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
情報	<p>☆ 町から離れることを選択することで、生活に関する情報が不足がちになることから、多様な関連情報を希望者に配信し、絆の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に関する情報の充実した広報紙を希望者に配布 ・ホームページにおける情報の充実 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 など
医療福祉	<p>☆ 特別にサポートが必要な方が、避難先においてもきめ細かなサービスが得られるよう支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体との連携による相談窓口の紹介 など
生活	<p>☆ 避難生活はこれまで受けてきた居住環境を一変させ、不自由な生活を余儀なくされており、様々な問題を取り除いた安心して居住できる環境の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅などの継続支援の要望 ・転居先自治体との連携による安心して暮らせる居住環境への支援 など <p>☆ 慣れ親しんだ地域社会が失われ、不安な避難生活を送られている現状の中で、避難先のサポート機関と連携し、支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ ・特別なサポートを必要とする避難者に対する避難先支援組織の紹介 など
教育	<p>☆ 町から離れることを選択することで、新しい土地での就学支援や、友達との交流の維持継続、児童生徒が転居先の学校に溶け込めるような具体的な働きかけなどが課題であり、多様な相談事項への対応や避難先での不安の解消に、より一層努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体との連携による学校教育相談窓口の紹介 ・全国に転居・避難している子どもたちによる交流会の開催 など
雇用	<p>☆ 特別にサポートが必要な方の雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先ハローワークとの連携 ・避難先の職業センター、就業・生活支援センターなどとの連携 など
健康	<p>☆ 各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、転居先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体への協力要請による健康相談窓口の紹介 ・転居先自治体への協力要請による各種支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など <p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活が送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など

一般世帯

【対応方針】一般世帯は、社会人のみから構成される世帯を想定しています。健康で働きながら町を支える世代層でもあります。そのため、一日も早く生活再建を成し遂げられるように、しっかりと支援をしていきます。

パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して家族が暮らせる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅の継続支援の要望 ・避難先自治体との連携による安心して暮らせる居住環境への支援 など <p>☆ 全町避難によりこれまで形成されてきた地域コミュニティが失われており、避難先自治体との連携や町独自の行事の開催により、町民間の絆の維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先での自治会の立ち上げや活動支援 ・避難先支援組織の紹介 ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ など
雇用	<p>☆ 家族全員が安心して暮らせる生活設計が課題であり、避難先の関係機関と連携して雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先ハローワークとの連携 など
健康	<p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・健康管理手帳の検討 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 など <p>☆ 各種健（検）診を受診できるかななどの不安があり、避難先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による各種健（検）診の実施と健康相談窓口の紹介 ・避難先自治体との連携による各種支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など
医療福祉	<p>☆ 選択した居住地での医療福祉サービスの低下に不安を感じることがないように避難先自治体と連携を図り、充実したサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による相談窓口の紹介 など
情報	<p>☆ 全国各地に避難を余儀なくされているため、町からの情報が届きにくいという状況があり、欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民と町との懇談会の実施 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・広報紙、ホームページにおける各種生活再建支援、行政情報などに関する情報の充実 ・電子媒体などを利用した情報提供の体制整備を検討 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 など
補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・生活再建に被災者が納得できるような補償・賠償として関係機関に要望 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活が送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など

【一般世帯】パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

【一般世帯】パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して家族が暮らせる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らせる復興公営住宅などの建設整備 ・町指定地に転居するまでの借上げ住宅などの継続支援の要望 など <p>☆ 全町避難により町民の絆が失われている中で、町指定地においてコミュニティを形成し、絆の維持発展に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の立ち上げと活動支援 ・町指定地周辺との交流 ・町民イベント、文化活動、スポーツ活動などの育成・支援による“絆”強化 など
雇用	<p>☆ 家族全員が安心して暮らせる生活設計が課題であり、関係機関と連携して雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職相談会の開催やハローワークへの紹介 ・仮設店舗や仮設工場などの紹介や斡旋 ・関係機関と協議しながら農業を利用した雇用創出の検討 ・民間企業への雇用確保の働きかけ など
健康	<p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・健康管理手帳の検討 ・放射線に関する健康相談窓口の開設 など <p>☆ 各種健（検）診の受診体制を整備し、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健（検）診の実施と健康相談窓口の開設 ・医療機関や各種支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など
医療福祉	<p>☆ 震災前と同様の医療福祉サービスを受けることができるかなどの不安を感じている中で、医療施設や福祉施設を設置することにより充実したサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉サービスの提供に関する相談窓口の開設 ・医療・福祉サポートを提供できる施設の整備 など
情報	<p>☆ 欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民が気軽に集える情報ステーションの設置 ・広報紙、町ホームページにおける生活再建などに関する情報の充実 ・電子媒体などを利用した情報提供の体制整備を検討 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 など
行政	<p>☆ 役場機能を開設し、充実した行政サービスの提供に努めます。</p>
補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士会による賠償相談会の開催や弁護士会などの専門組織への協力要請 ・生活再建に被災者が納得できるような補償・賠償として関係機関に要望 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活を送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・支援組織とのネットワーク化による差別や風評被害の防止 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など

パターン（3）大熊町に戻らない場合

【一般世帯】パターン（3）大熊町に戻らない場合

補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者が納得できるような補償・賠償として関係機関に要望 など
情報	<p>☆ 町から離れることを選択することで、生活再建に関する情報が不足がちになります。多様な関連情報を希望者に配信し、絆の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活再建などに関する情報の充実した広報紙を希望者に配布 ・町ホームページにおける生活再建などに関する情報の充実 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 など
生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して家族が暮らせる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅などの継続支援の要望 ・転居先自治体との連携による安心して暮らせる居住環境への支援 など <p>☆ 全町避難によりこれまで形成されてきた地域コミュニティが失われており、転居先自治体との連携や町独自の行事の開催により、町民間の絆の維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先支援組織の紹介 ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ など
雇用	<p>☆ 家族全員が安心して暮らせる生活設計が課題であり、転居先の関係機関への協力要請を通じて雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先ハローワークとの連携 など
健康	<p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 など <p>☆ 各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、転居先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体との連携による健康相談窓口の紹介 ・転居先自治体との連携による各種支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など
医療福祉	<p>☆ 転居先での医療福祉サービスの低下に不安を感じることがないように、転居先自治体と連携を図り、充実したサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体との連携による相談窓口の紹介 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活を送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など



会津若松市内にある仮設住宅

4. 事業の再建に向けた支援及び新事業の創出

災害からの復旧を目指す事業者の皆さまの事業再開に向け、国、県及び各支援機関と連携の下、各支援施策の効果的活用等を通じた最大限の支援を行っていきます。

また、新たな基盤産業・産業集積の創出を図る観点から、最先端の再生可能エネルギー研究機関の誘致や地域資源を活かしたエネルギー関連産業の創出に取り組んでいきます。

事業再開に向けた支援

事業者の皆さまの迅速な事業再開を図るため、国、県及び東日本大震災事業者支援機構等の各支援機関と綿密な連携体制を構築するとともに、各支援施策の効果的活用等を図り、事業再開に要する経費の補助、資金融資及び既往債務の負担低減等の対応を通じて、事業者の皆さまの事業再開に向けた取り組みを支援します。

①資金繰りに対する支援

- ・事業の再開や新たな事業分野での起業に必要な設備資金や運転資金の借入に対するサポート
- ・信用保証等に係る資金調達環境の整備
- ・既往債務（二重ローン）の負担軽減を図るための適切な対応
- ・手元資金の確保や滅失・損壊した資産に代わる資産の取得に際し、税制面での優遇措置 など

②事業用施設等の復旧・整備に対する支援

- ・仮設施設（店舗（協同店舗等）・事務所・工場等）の整備（原則無料貸出）
- ・事業用地や施設（店舗・事務所等）の斡旋・紹介や情報提供 など

③事業機会の確保に対する支援

- ・町が行う事業の優先発注
- ・発電所の復旧、除染、廃炉に伴う研究施設の建設等の各種復興事業を優先的に受注できる環境整備
- ・再生可能エネルギー研究拠点の誘致や地域資源を活かしたエネルギー関連産業の集積化による事業機会創出 など

④経営相談・販路開拓等に対する支援

- ・専門家による資金調達や事業再建等に係る個別相談（派遣）
- ・販路開拓のための商談会・展示会や異業種交流会等の開催 など

⑤従業員確保に対する支援

- ・ハローワーク等との連携による人材確保や雇用の維持
- ・産業人材の育成を図るための従業員教育（研修）等のサポート など

⑥風評被害に対する支援

- ・放射線検査体制の整備、需要に応じた検査の実施
- ・各種情報媒体を通じた迅速かつ的確な情報発信
- ・イメージアップキャンペーン等の実施 など

営農事業再開に向けた支援

営農を行っている皆さまの迅速な事業再開を図るため、国、県及び各支援機関と綿密な連携を図るとともに、各支援施策の効果的活用を図り、他地域で営農を希望される方への営農用地の斡旋、営農再開に要する経費の補助、資金融資及び新たな経営・生産方式の導入等の対応を通じて、営農事業再開に向けた取組を支援します。

①営農用地の斡旋

- ・避難先での営農が円滑に行えるよう営農用地の斡旋・紹介や情報提供 など

②資金繰りに対する支援

- ・営農の再開に必要な設備資金や運転資金の借入サポート
- ・信用保証等に係る資金調達環境の整備 など

③経営・生産方式の高度化に対する支援

- ・風評被害、土壌汚染及び気候変動等の影響を受けない安心・安全な生産が可能な植物工場、養液栽培等の導入
- ・6次産業化の推進等の新たな経営・生産方式の導入やネットワーク化に向けた取組推進 など

④風評被害に対する支援

- ・各種情報媒体を通じた適時・適切な情報発信や販売促進キャンペーン等の実施
- ・放射線検査体制の整備と生產品のモニタリング検査等による生産者・流通事業者・消費者への迅速かつ的確な情報発信 など

⑤農作物の買い上げ

- ・国に対して、基準値を超える線量が検出された農産物全量買い取りを要望 など

産業再生と新産業の創出に向けた取り組み

福島第一原子力発電所での原子力災害を踏まえ、単一の産業に依存しない多様な産業構造の構築を図るため、積極的な企業や研究機関等の誘致を行い既存産業とのシナジー効果（既存産業の高度化等）による多面的かつ多重的な産業集積化に向けた取り組みを推進します。エネルギー政策を転換するシンボルとして、最先端の再生可能エネルギー研究機関の誘致や地域ポテンシャルを活かしたエネルギー関連産業の創出に向けた取り組みを推進します。

①研究機関等の誘致

- ・特区制度等の活用によるメガソーラー発電所の建設や再生可能エネルギーに関する最先端の研究開発機関の誘致 など

②次世代型のエネルギー関連産業の創出

- ・原子力発電所の業務に従事してきた技術者や地元の電力関連企業のノウハウ等の地域ポテンシャルを活用した研究機関等との連携による新たなエネルギー関連産業の創出 など

5. 国(政府)、東京電力(株)に対する要望実績

震災の発生以降、大熊町及び大熊町議会は、国(政府)及び東京電力(株)に対して、次のとおり、要望申し入れを実施しています。

1. 国(政府)に対する要望申し入れ

(1)平成23年4月28日

○要望先

内閣総理大臣 菅 直人 農林水産大臣 鹿野 道彦
厚生労働大臣 細川 律夫 経済産業副大臣 松下 忠洋

○要望者

大熊町、大熊町議会

○東日本大震災に係る要望

- ・ 事故を一刻も早く終息させること
- ・ 原子力災害の補償は、国の責任で全額補償すること
- ・ 被災者の民間アパート借上げについて、支援対象とすること
- ・ 個人事業者・中小企業者の営業補償仮払いを実施するよう指導すること
- ・ 一時帰宅について、1世帯複数人の帰宅、自家用車の持ち出し、3km圏内の立ち入りについて特別な措置を講じること

(2)平成23年6月29日

○要望先

内閣総理大臣 菅 直人 内閣官房長官 枝野 幸男
文部科学大臣 高木 義明 原子力経済被害担当大臣 海江田 万里
農林水産大臣 鹿野 道彦

○要望者

大熊町

○原子力事故の賠償及び原子力損害賠償紛争審査会の指針に関する要望

<指針全体について>

- ・ 中間指針の位置づけを明確化し、最終決定としないこと
- ・ 政府指示等が解除された後発生する損害についてもきちんと賠償されるようすること

<個別損害賠償の内容について>

- ・ 終期の考えについて明確化すること
- ・ 精神的損害の損害額算定期間は、警戒区域の場合12ヶ月以上とすること。第2期の期間も同様とすること
- ・ 精神的損害額の算定額は、警戒区域内の住民は増額すること。加えて、3km以内の立ち入り禁止区域についてはさらに加算すること。

- ・風評被害、営業損害の合理的な損害額の証明方法や損害額の査定方法の定めを行うよう十分な検討を行うこと
- ・生活費の増加費用を精神的損害に含めることはせず、別途支払いが可能となるようにすること

(3)平成23年7月13日

○要望先

内閣総理大臣 菅 直人
 原発事故の収束及び再発防止担当大臣 細野 豪志
 原子力経済被害担当大臣 海江田 万里

○要望者

大熊町、大熊町議会

○原子力災害の収束及び復興支援に対する緊急要望

- ・原子力災害の収束を可及的速やかに行うこと。適切な効果を実証できた土壌汚染に対する除染方法を示した上で、1日も早く生まれ育った町へ戻れるよう最大限の努力を払うこと
- ・大熊町民が震災以前の生活水準に戻れるまで、長期継続的かつきめ細やかな復興支援を実行すること

(4)平成23年8月5日

○要望先

内閣府副大臣	山口 壯	内閣官房副長官	福山 哲郎
農林水産大臣	鹿野 道彦	内閣府特命担当大臣	細野 豪志
総務大臣	片山 善博	厚生労働副大臣	大塚 耕平

○要望者

大熊町議会

○福島第一原子力発電所事故に関する要望

- ①原子力災害に伴う損害賠償については、事業者はもとより国が全責任を持って対応すること。また長期的な視野に立って、起こりうる被害についても最後まで充分、且つ確実に賠償等がなされる枠組みを早急に確立すること
- ・「原子力損害賠償審査会」が取りまとめる「第二次指針」では、補償の具体的内容・項目について明記するとともに、土地・建物、自動車・家財等は再調達の考えに立った補償をすること
 - ・商工業、農林水産業、畜産業等の全産業に亘る補償については、事業者が事業再生の意欲が湧くような補償と社会保険の軽減等、政策的な支援を講ずること
 - ・町民が避難中の生活を確保するために要する食費・光熱水費等を補償する策を講ずること
 - ・避難生活により生じた実費用については早急に支払うこと
 - ・国税・地方税に亘る租税の納税に関しては、納税延長ではなく当面の間免税とするよう配慮すること
 - ・町民が安定した収入を得られるよう、雇用対策を早急に講ずること
 - ・これら支援策の財源である「第2次補正予算」及び関連法案の速やかな執行と、「第3次補正予算」を確立すること

- ②福島県外における民間賃貸借上げの取扱いについて、未だ東北6県を含めた一部の県での適用にとどまっているため、早急に全都道府県で適用されるよう、国から強く働き掛けること
- ③現在実施されている一時立ち入りの継続実施（2回目）を検討すること。さらに、3km圏内に居住している住民は一時立ち入りを強く希求しており、その切実な心情をよく理解されたうえ、早急に実現させること
- ④国の責任において早急に土壌等汚染調査、分析をし、帰宅のための方策を早急に確立すること
- ⑤災害、復興対策にかかる自治体経費、運営費について、特別交付金等で長期に亘り財政支援を講ずること

(5)平成23年8月20日

○要望先

原発事故の収束及び再発防止担当大臣 細野 豪志
原子力経済被害担当大臣 海江田 万里

○要望者

大熊町

○除染に関する緊急要望

- ・放射性物質により汚染された地域の除染実証モデルとして、早急に大熊町内で除染を実施すること

(6)平成23年12月1日

○要望先

財務大臣 安住 淳 経済産業大臣 枝野 幸男
参議院復興特別委員長 増子 輝彦

○要望者

大熊町、大熊町議会

○原子力災害復興に伴う財源確保に関する緊急要望

- ・廃炉に伴う、地域の安全確保と円滑な事業推進に寄与する新交付金を創設すること
- ・大熊町民が震災以前の生活水準に戻るまで、財源的に長期継続的かつきめ細やかな支援をすること

(7)平成24年1月18日

○要望先

内閣総理大臣 野田 佳彦 農林水産大臣 鹿野 道彦
経済産業大臣原子力経済被害担当内閣府特命担当大臣 枝野 幸男
環境大臣原発事故の収束及び再発防止担当内閣府特命担当大臣 細野 豪志
東日本大震災復興対策担当内閣府特命担当大臣 平野 達男

○要望者

大熊町、大熊町議会

○早期除染とロードマップの明示、中・長期的居住区域の確保と整備を求める要望

- ①一日も早く帰還できるよう早期にあらゆる除染技術を駆使し効果を示すこと。併せて除染ロードマップを明示すること
- ②被災地の復旧・復興の柱になる国道6号、同288号を含めた主要幹線道路の整備と常磐道の全線開通を早急に実現すること
- ③復興拠点となる町内区域整備、及び住民が帰還を果たすまでの中・長期的居住区域の確保と整備を、国の責任において早期に実施すること
- ④原子力発電所事故に起因する精神的損害賠償を、長期に亘って補償するよう国の責任で東京電力株式会社を指導すること

2. 東京電力株式会社に対する要望申し入れ

(1)平成23年4月28日

○要望先

東京電力(株)代表取締役社長 清水 正孝

○要望者

大熊町、大熊町議会

○要望事項

- ①事故を一刻も早く終息させること
- ②原子力災害に対する補償は、全額補償すること

(2)平成24年2月21日

○要望先

東京電力(株)取締役社長 西澤 俊夫

○要望者

大熊町、大熊町議会

○福島第一原子力発電所事故に係る賠償についての要望

- ①現在、政府で検討している避難区域の見直しで大熊町は「長期帰還困難区域」とされる可能性が高い。については帰町するまでの期間、責任をもって十分な賠償をすること
- ②先日から一部自動車に対する賠償を開始しているが、十分な対応とは言えない。またその他財物賠償も迅速な対応を求めるとともに、町民が先の生活を見通すに十分納得できる手当てをすること

以上が、事故発生後から今日まで行った要望活動の概要です。今後も賠償、除染、区域の見直しなどの重要かつ喫緊の課題に関しては、国（政府）及び東京電力(株)の検討・決定に厳格に対応し、必要に応じて迅速な申し入れを行ってまいります。

また、今後の大熊町の復興及び町民の皆さまの生活に欠かせない中長期的な課題については、大熊町復興計画検討委員会において、町民の皆さまの様々な事情、置かれている環境等を考慮し、必要となる

要望事項を決め細かく抽出しました。(参考①)

今後も、町で対応出来る課題については迅速に行い、国（政府）、東京電力(株)及び福島県が対応するべき課題については、随時、関係機関、部局に対し要望・要求活動を行ってまいります。

参考① 復興計画検討委員会からのご意見、ご要望

1. 行政（住民票、税金）に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 住民票を他市町村に移しても大熊町の住民票が持てるよう要望
- (2) 大熊町と同様の税、手数料等の減免措置
- (3) 行政手続きをネット等で行えるシステムの構築

～考えられる対応策～

- (1) 住民基本台帳法上の特例を国へ要望
- (2) 税金や手数料等の特例を国などへ要望
- (3) 国へシステム構築に係る補助を要望

2. 情報に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 県外避難者は情報が少ない
- (2) ライブカメラの設置やホームページの拡充
- (3) 職員による全国巡回の相談会や懇談会の実施
- (4) 高齢者世帯の健康管理のデータベース化

～考えられる対応策～

- (1) ライブカメラ映像などを町のホームページに掲載、情報の拡充
- (2) 暮らしサポートミーティングの継続を国へ要望
- (3) 高齢者世帯安否情報システムの構築

3. 健康に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 放射線による健康への不安
- (2) 内外被ばく量、白血球、甲状腺などの検診の実施
- (3) 県外避難者でも県内避難者と同様の健康診断の受診
- (4) 健康診断の結果をデータベース化し、避難先の医療機関と情報を共有
- (5) 線量計を全戸に配布
- (6) 医療機関の整備、医師・看護師などの人員を確保

～考えられる対応策～

- (1) 全ての町民に対する定期的な放射線検診の実施
- (2) 検診記録情報の共有化、健康管理システムの構築
- (3) 線量計配布
- (4) 医療機関の整備を国などに要望

4. 福祉に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 高齢者、障がい者用の施設の整備
- (2) 介護バスの運行
- (3) 独居老人世帯への巡回定期訪問

～考えられる対応策～

- (1) 高齢者用及び障がい者用施設の整備、入所の斡旋
- (2) 高齢者世帯の巡回定期訪問事業と安否確認システムの導入

5. 生活に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 住宅問題（復興公営住宅の整備、借上げ住宅、二重ローンなど）
- (2) コミュニティの維持・確保

～考えられる対応策～

- (1) 復興公営住宅の整備と借上げ住宅制度の継続要望
- (2) 避難先での県人会などの開催

6. 教育に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 学区外受験であっても学区内受験と同様の扱いで受験できるようにする
- (2) 保育料、学費の補助
- (3) 通学の移動（バスなど）手段の確立
- (4) 町立の小中学校を存続するか否かを早急に判断すべき
- (5) 保育所、小中学校の整備

～考えられる対応策～

- (1) 転入学、受験、通学に係る特例措置の要望及び相談窓口の設置
- (2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施
- (3) 学童施設の整備計画の策定

7. 雇用に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 転出先での雇用確保、雇用のマッチング
- (2) 避難者であることで正規雇用してもらえない
- (3) 廃炉事業に伴う研究施設、新産業創出などでの雇用の確保

～考えられる対応策～

- (1) 就業支援事業の活用による雇用確保
- (2) 雇用創出事業の活用による雇用確保

8. 産業（農業）に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 農地の代替地斡旋・紹介（有休農地の貸与など）
- (2) 農作物の放射線量検査と農産物の買い上げ

～考えられる対応策～

- (1) 就農支援事業の活用による農地の斡旋
- (2) 風評被害対策を考慮したモニタリング検査の実施
- (3) 国による農作物の買い上げ強化要望

9. 産業（工業・商業）に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 企業誘致のための規制緩和
- (2) ショッピングモールを作りテナントを提供

～考えられる対応策～

- (1) 特区制度を活用した規制の緩和
- (2) テナント等整備事業の実施

10. 風評被害対策に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 学校でのいじめや入学試験、採用試験での差別対策

～考えられる対応策～

- (1) 正しい放射線に関する教育・研修の実施

11. 除染に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 円滑な除染の実施及び除染作業に必要な前線基地の設置
- (2) 除染対策が不透明であり、効果があるのか不明
- (3) 仮置場の設置、中間貯蔵施設設置についての住民への説明会の開催

～考えられる対応策～

- (1) 除染活動の円滑な実施の要望
- (2) 除染状況の情報の発信
- (3) 除染作業に伴う仮置場又は中間貯蔵施設設置に係る説明会の実施

12. 補償・賠償に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 賠償時期及び金額の早期提示
- (2) 個人では対応困難な賠償請求支援団体の結成

～考えられる対応策～

- (1) 国・事業者に対する積極的な申し入れ
- (2) 賠償請求支援

【参考資料】

① 大熊町復興計画策定の経緯

大熊町では、大熊町復興構想に示す、将来「みんなで戻って復興を」を具体化するために、今後概ね5年間を目標とした第一次大熊町復興計画（素案）を定めました。

この第一次計画（素案）は、町行政区長、各種団体の長への説明会や検討会、町議会への説明を行いながら、大熊町復興計画検討委員20名から様々なご意見をいただき策定しております。

なお、第一次計画（素案）の策定までの経過は以下のとおりです。

- | | |
|-------|--|
| 1月10日 | 町議会へ復興計画策定の概要についての説明 |
| 12日 | 町行政区長会へ復興計画策定の概要についての説明 |
| 17日 | 大熊町復興計画検討委員会（第1回目）の開催
・主な会議内容
委員への委嘱状交付と復興計画策定の概要についての説明 |
| 18日 | 町の各種団体の長へ復興計画策定の概要についての説明 |
| 31日 | 大熊町復興計画検討委員会（第2回目）の開催
・主な会議内容
「大熊町に戻らない方（様々な事情により帰ることができないため、将来的に帰町しないと決めた方）」へ町としてどのような支援ができるのかの検討 |
| 2月13日 | 大熊町復興計画検討委員会（第3回目）の開催
・主な会議内容
「居住地を自ら選択し大熊町に帰れるまで待つ方」と「町が指定した区域に居住し帰れるまで待つ方」へ町としてどのような支援ができるのかの検討 |
| 14日 | 町議会へ復興計画策定の進捗状況の説明 |
| 21日 | 大熊町復興計画検討委員会（第4回目）の開催
・主な会議の内容
第2回、第3回委員会で検討した事項の再検討 |
| 22日 | 町行政区長会へ復興計画策定の進捗状況の説明 |
| 23日 | 町の各種団体の長へ復興計画策定の進捗状況の説明 |
| 29日 | 大熊町復興計画検討委員会（第5回目）の開催
・主な会議の内容
国（政府）や県などへの要望事項及び事業者に対する支援内容の検討 |
| 3月13日 | 大熊町復興計画検討委員会（第6回目）の開催
・主な会議の内容
第一次大熊町復興計画（素案）の検討 |
| 16日 | 大熊町復興計画検討委員会（第7回目）の開催
・主な会議の内容
第一次大熊町復興計画（素案）の策定 |

② 大熊町復興計画検討委員名簿

No.	役 職	氏 名	備 考
1	委員長	菅 原 祐 樹	大熊町役場 保健福祉課
2	副委員長	成 田 康 郎	大熊町役場 企画調整課
3	委 員	青 田 文 彦	
4	委 員	岩 本 久 美	
5	委 員	澁 谷 春 美	
6	委 員	杉 本 征 男	
7	委 員	栃 本 信 一	
8	委 員	松 本 一 彦	
9	委 員	水 野 貴 雄	
10	委 員	蓬 田 陵 子	
11	委 員	武 内 一 恵	大熊町役場 生活環境課
12	委 員	鈴 木 修	大熊町役場 建設課
13	委 員	高 田 郁 子	大熊町役場 税務課
14	委 員	澤 田 裕美子	大熊町役場 保健センター
15	委 員	松 本 清 之	大熊町役場 産業課
16	委 員	鈴 木 幹 弘	大熊町役場 総務課
17	委 員	柳 田 淳	大熊町役場 議会事務局
18	委 員	中 野 幸 大	大熊町役場 教育総務課
19	委 員	斎 藤 陽 介	大熊町役場 生涯学習課
20	委 員	大 川 原 智 史	大熊町役場 住民課



復興計画検討委員会でのワークショップによる検討

ふるさと大熊写真館



春の坂下ダムの桜



総合グラウンドでの夏祭り



秋の収穫 おおくまの梨



熊川海水浴場での地引き網



厳冬の中のおおくま駅伝大会

問い合わせ先

大熊町役場 会津若松出張所 企画調整課

〒965-0873 福島県会津若松市追手町2番41号

電話 0242-26-3844 (代) F A X 0242-26-3794